

# 香川県立丸亀病院基本計画策定支援業務仕様書

## 1 業務名

香川県立丸亀病院基本計画策定支援業務

## 2 適用範囲

この仕様書は、「香川県立丸亀病院（以下「丸亀病院」という。）基本計画策定支援業務委託」に適用する。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4 業務内容等

### (1) 業務を行うにあたっての前提条件

#### ア 整備検討委員会、実務担当者会議の設置

新病院の具体的な機能・規模の検討を行うため、新たに外部有識者を含む整備検討委員会及びワーキンググループ（実務担当者による会議）（以下「委員会等」という。）を設置・開催する。

#### イ 丸亀病院の基本計画策定

令和6年度までに香川県病院局内に設置した委員会において検討された香川県立丸亀病院の今後のあり方に関する基本的な方向性を前提として、令和7年中に新病院整備に係る基本計画を策定する。

### (2) 業務内容

香川県立丸亀病院の新病院建設に向け、基本計画の策定に必要な調査、支援を行う。

各業務の遂行方法等は、委託者と受託者の協議により決定することとする。ただし、受託者が提案した内容（企画提案書及びプレゼンテーション時の提案内容に係る質問及びその回答とし、以下「提案書等」という。）については、契約書及び仕様書と合わせて契約の一部を構成するものとし、提案書等が仕様書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提案書等が仕様書に優先することとする。

#### ア 委員会等の開催支援

委員会等での議論が円滑に行われるよう、後記【基本計画策定までのスケジュール（予定）】を念頭においた上で、委託者の指示に従い、必要な調査、資作成等を行う。ただし、委託者に起因する理由により策定が遅れる場合は、この限りではない。

支援に当たっては、後記【基本計画の構成・記載内容（予定）】を念頭に置くこととし、それらの項目については、契約後直ちに着手するとともに、成果の部分的な報告、提出を求める。

イ 基本計画の策定支援

各委員会等での検討結果を反映しながら、基本計画の策定を支援する。策定する内容については、後期【基本計画の構成・記載内容（予定）】とするが、委託者と受託者の協議により項目を追加することがある。

ウ その他

基本設計の発注に必要となる設計と条件書（規模、構造、必要諸室一覧、設備条件等）を作成し、契約期間内に提出する。

【基本計画策定までのスケジュール（予定）】

	令和7年度										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
整備検討委員会		第1回 丸亀病院の現状、医療需要の動向等		第2回 機能・規模検討①		第3回 機能・規模検討②		第4回 意見とりまとめ	骨子案報告		
整備検討委員会ワーキンググループ			第1回 機能・規模検討①		第2回 機能・規模検討②		第3回 意見とりまとめ		骨子案報告		
基本計画			基本計画策定支援					骨子案	基本計画策定支援		計画案

【基本計画の構成・記載内容（予定）】

項目	構成	主な記載内容
<b>I 整備方針</b>		
適切な機能・規模について、骨格となる方針を検討する。		
1 診療科	現状6科（精神科、心療内科、思春期心療内科、内科、リハビリテーション科、産科）	地域の医療ニーズと収益性を踏まえ、診療科の構成を検討する。
2 病床	(1) 閉鎖病床（急性期、慢性期） (2) 開放病床 (3) 結核病床 ※ 閉鎖処遇の病床を閉鎖病床、開放処遇の病床を開放病床と記載する（以下同様）。	地域における病態ごとの医療ニーズ、現在の患者数、収益性などを踏まえ、病床種別ごとの適切な病床数を検討する。また、今後の医療ニーズを踏まえた開放病床の新設要否、並びに、公立病院としての感染症対応の可能性を考慮し、結核病床の要否を検討する。 なお、収益性を高めるための病床配置の工夫に特に留意する（例：閉鎖・開放病床の混合病棟、男女同一病棟での運用）。 (1) (2) (3) 共通 ①想定入院患者数（ピークの見え方） ②必要病床数
3 外来	(1) 現状5科（リハビリ以外） (2) デイケア、訪問看護	地域における病態ごとの医療ニーズ、現在の患者数、収益性などを踏まえ、適切な施設などの持つべき機能を検討する。 (1) (2) 共通 ①想定患者数、②必要診察室数、③診察頻度
4 建設場所等	建設場所と施設配置	現丸亀病院敷地内で、診療を行いながら新たな病院建物を整備することを前提として、患者のアクセス、災害時の対応などを考慮した施設配置を検討する。その際、今後の収益性や建設費抑制の観点から、活用できる既存施設がないか留意する。
5 施設整備	(1) 延べ床面積（施設の規模） (2) 建築単価	関係法令で定める施設基準を満たすことを確認するとともに、近年の精神科病院の平均延床面積などから合理的な延床面積及び建築単価を検討する。コスト低減の視点を必ず盛り込むとともに、活用可能な補助金について調査する。
6 その他	(1) 災害時、感染症医療 (2) 医療従事者の教育・研修 (3) 先進医療 (4) 県立病院間連携 (5) 身体合併症 (6) 医療観察法 (7) 新病院の名称	それぞれ以下の観点を踏まえ、新病院での対応の方向性を検討する。 (1) 公立病院としての役割や立地位置を踏まえた必要な病院構造 (2) 県全体の医療従事者育成への貢献 (3) 収益性、同規模病院での普及状況、人材確保への影響 (4) 他の県立病院との共通部分を有し連携が可能となる新病院の運用にかなったツールの導入 (5) 単科精神科病院としての対応及び県立中央病院との協力 (6) 収益性（導入病院の収支状況（人件費含む））と運営上考慮が必要な点 (7) 近年の名称変更事例と変更後の影響
<b>II 整備計画</b>		
上記「I 整備方針」に基づき、それぞれ以下の観点を踏まえ、新病院の部門ごとの方針や整備計画を検討する。		
1 外来部門	(1) 基本方針 (2) 構成 (3) 診療規模 (4) 診療科別の整備内容	(1) 患者受入の姿勢、備えるべき機能（診察室・処置室など）と配置の考え方、職員・患者動線の考え方。 (2) 6科それぞれの診察室数の内訳 (3) 外来全体の1日最大患者数に対応できる適正規模 (4) 診療科毎の診察室数、共有する施設、各科固有に必要なとなる施設
2 病棟部門	(1) 基本方針 (2) 病棟構成 (3) 個室率 (4) 施設整備内容	(1) 一般病床数（閉鎖病床・開放病床）、感染症病床数とその考え方 (2) 病態別の想定入院患者数と病床数、病棟数、病棟構成案 (3) 適切な病室構造（個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋、保護室等）の考え方 ※収益性を高める取組を検討する（例：開放病床での差額ベッド料金） (4) スタッフ室、食堂、浴室、収納（薬品、医療機器等）など上記以外に必要なとなる設備
3 臨床心理部門	(1) 基本方針 (2) 構成・配置の考え方等 ※各部門同様	(1) 果たすべき役割を踏まえ、部門内に設置すべき施設 (2) 効率的な設備構成と配置、動線の確保 ※ 加算取得の観点を持って検討する。
4 放射線部門		
5 検査部門		
6 薬剤部門		
7 栄養管理部門		
8 精神科救急情報部門		
9 社会復帰推進部門		
10 医療安全管理部門		
11 管理部門	(1) 管理運営部門（管理・事務、医事・会計、地域医療連携、診療情報管理、医局、当直室） (2) 厚生部門（売店、その他）	(1) 設置すべき施設と配置の考え方 (2) 売店、職員福利厚生設備、豊安室など設置すべき施設と配置の考え方
12 駐車場、供給・その他部門	(1) 駐車場 (2) 電気室・機械室 (3) 倉庫・車庫 (4) 廃棄物処理 (5) その他	(1) 必要台数の積算と配置 (2) ～(4) コスト低減できる方式とその他留意点 (5) 上記以外に検討すべき設備
13 その他	(1) 整備手法 (2) スケジュール (3) 工事期間中の土地利用・動線計画	(1) 設計、施工、一括発注方式などの検討 (2) 設計、整備、解体期間と開院時期（予定） (3) 工事期間中の患者及び車両（駐車場含む）の動線 外来患者、入院患者への影響（騒音等対策等）
<b>III 経営計画</b>		
上記「I、II」に基づき、それぞれ以下の観点を踏まえ、経営計画を検討する。		
1 収支計画の基本認識	(1) 経営見通しの検証に当たっての基本認識	① 診療単価（診療報酬の動向、類似病院との比較） ② 各診療科ごとに想定する患者数（II 2 (2) と同様）
2 将来的な経営見通し	(1) 丸亀病院の現在の経営状況 (2) 新病院の総建設費（医療機器等の整備を含む）と将来収支への影響 (3) 収支シミュレーション	(1) R6決算見込額までの収支状況の確認 (2) ①総建設費、②新病院整備に伴う変動要素の抽出（患者増による収益増、施設整備による減価償却費・支払利息・繰入金増） (3) 上記を踏まえたシミュレーション

## 5 業務の実施条件

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と十分な連絡を保ち、処理方針については、委託者の指示及び承諾を受けるものとする。
- (2) 契約締結後直ちに、また、その後については委託者からの求めに応じ、週1回程度を限度として打ち合わせ会議を開催する（WEB会議も可とする。）。その際、委託者が求めた場合、受託者は議事録（協議・検討内容、依頼事項、決定・未決事項などの要旨を記録したもの）を作成すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、関係法令及び適用基準等を遵守すること。
- (4) 業務の遂行には、医療行政、病院運営に関し、高度な情報収集力、分析力、資料作成能力を要する。このため、受託者は相当な知識と技術を有する者を責任者として配置しなければならない。
- (5) 受託者は、本県の医療行政について十分な理解のもとに業務を遂行しなければならない。
- (6) 委託者は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に可能な限り協力するものとする。
- (7) 受託者は、委託者に対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとする。
- (8) 本業務の遂行によって生じる権利は、香川県に帰属するものとする。
- (9) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。
- (10) 受託者は、取り扱うデータ等の取扱いには十分注意を払い、流出等が発生しないよう厳重な体制をとることとする。
- (11) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部について、予め委託者の承認を得た場合はこの限りではない。
- (12) 個人情報等の管理  
本業務の遂行にあたっての情報管理については、次の点に留意すること。
  - ・個人情報等の管理を適正かつ厳格に行うこと
  - ・事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。なお、業務終了後も同様とすること。
  - ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令等を遵守すること。

## 6 工程表等の提出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに次の書類を提出し、委託者の承認を受けるものとする。
  - ア 工程表
  - イ 担当スタッフ一覧表
  - ウ その他委託者が必要に応じて指定する書類
- (2) 受託者は、上記6（1）に定める書類の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに委託者に報告し、承諾を受けなければならない。ただし、上記6（1）イについては、提案書の記載内容を下回ることはできない。

## 7 部外折衝等

受託者は、業務実施にあたって、部外折衝を要する場合には、速やかに委託者に報告し、その指示に従い処理する。

## 8 完了検査

- (1) 本仕様書に指定された成果品一式を納品し、委託者の検査に合格したことをもって業務の完了とする。
- (2) 成果品に瑕疵があることが判明した場合、受託者は直ちに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。
- (3) 検査及び訂正等の措置にかかる費用は、受託者の負担とする。

## 9 成果物

(1) 成果品の提出は、以下のとおりとする。(原則としてA4版とする。)

ア 香川県立丸亀病院基本計画及び 設計与条件書

イ 同上電子データ (CD-R)

(2) 納期

令和8年3月13日(金)

(3) 納入先

香川県病院局県立病院課

## 10 作成物の帰属

(1) 著作権の帰属等

本業務で新たに生じた著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)から第28条(二次的著作物の利用に関する原著作権の権利)までに規定する全ての権利)については、県に帰属するものとする。

なお、県が、作成物等を使用する場合、追加負担なく使用できるものとする。

(2) 著作者人格権の不行使

受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)、第19条(氏名表示権)および第20条(同一性保持権)を行使することができない。

(3) 第三者が権利を有する著作物

本業務に基づく作業及び成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、県が特に使用を指示した場合を除き、受託者の責任と負担において、当該著作物の使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。

(4) 第三者との紛争処理

本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切を処理すること。

## 11 支払方法

委託料は、原則として事業完了後の完了払いとする。

## 12 その他

本仕様書に定める事項の他、本業務を遂行するために必要な事項については、受託者と委託者双方の協議により決定するものとする。